



各 位

平成 21 年 10 月 19 日
株式会社 LDH

旧ライブドア一般投資家訴訟の大型解決に関するお知らせ
一般投資家最大訴訟において過半数の原告（1627 名）と和解が成立！

株式会社 LDH（本社：港区赤坂、代表取締役社長：石坂弘紀 以下「当社」）が、個人 3316 名・法人 24 社の計 3340 名の一般投資家（以下「原告ら」）より提起されていた損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）について、本日までに、当社と、第一審判決のライブドア株式に関する認容原告 3222 名（原告らより第一審判決で請求を全部棄却された原告 17 名およびライブドアマーケティング株式のみを取得した認容原告 101 名を除く）のうち、過半数にあたる 1627 名との間で本件訴訟を和解で解決する合意が成立いたしました。この合意により、当社はライブドア株式に関する認容原告のうち過半数にあたる 1627 名に対し、総額金 49 億 4673 万円（1 株当たり損害額 200 円、5% の弁護士費用および遅延損害金）の和解金を支払い、両者間の一切の紛争が解決する運びとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。なお残念ながら、今回合意が成立しなかった残りの原告らとは、引き続き控訴審において全面的に係争していく所存です。

記

1. 訴訟の提起から本件訴訟の和解に至るまでの経緯

当社および当社子会社の株式を取得した原告らは、当社の有価証券報告書の虚偽記載等により損害を被ったとして、旧証券取引法第 21 条の 2 等に基づき、当社および旧経営陣らに対して、請求総額 約 230 億 6 千万円の損害賠償およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を、平成 18 年 6 月 5 日から平成 19 年 5 月 21 日に渡って東京地方裁判所に提起し、同裁判所において係争しておりました。

本件訴訟については、同裁判所より、平成 21 年 5 月 21 日付けで、当社および旧経営陣らに対して、認容額総額（遅延損害金を除く）金 76 億 2805 万 0633 円（ライブドア株式 1 株当たり損害額 200 円/ライブドアマーケティング株式 1 株当たり損害額 1000 円）の支払いを命じる第一審判決の言い渡しがありましたが、当社、原告ら双方とも同判決を不服として、控訴を提起しておりました。

その後、協議の結果、当社と、第一審判決のライブドア株式に関する認容原告 3222 名のうち過

半数にあたる 1627 名との間で和解の合意に至りました。

当社としては、第一審判決には不服な点はあるものの、損害額についての当社の主張の多くを採用し、原告らの請求額を大幅に減額した点は満足し得るものであることに加え、このまま訴訟が継続した場合の訴訟費用の負担や訴訟結果の不確実性等を総合的に考慮した結果、現時点においては 1 株当たりの損害額 200 円をベースとする和解が早期解決を図る上での最良の選択であると判断いたしました。

2. 和解の概要

当社は、第一審判決のライブドア株式に関する認容原告 3222 名（原告らより第一審判決で請求を全部棄却された原告 17 名およびライブドアマーケティング株式会社のみを取得した認容原告 101 名を除く）のうち 1627 名に対し、総額金 49 億 4673 万 3022 円（1 株当たり損害額 200 円、5%の弁護士費用および遅延損害金）の和解金を支払う。

3. 今後について

1) 当社は、平成 20 年 8 月 11 日に旧経営陣らの当社に対する民事責任に対して 35 億 2330 万 3120 円の損害賠償請求訴訟を提起し、平成 21 年 2 月 10 日の 310 億 5442 万 8000 円の請求拡張および平成 21 年 8 月 24 日の 17 億 3512 万 5421 円の再度の請求拡張を経て、現在合計 363 億 1282 万 3904 円および、これに対する上記各遅延損害金の請求を行っております。今後、本件和解に基づく支払額を損害賠償請求の対象に加えることを目的として、適切な時機に被告らへの請求を新たに拡張する方針です。

2) 本件の和解は、7 月 8 日の法人 1 社・個人 1 名、7 月 23 日の法人 4 社・個人 377 名、7 月 29 日の個人 1 名に続く、一般投資家訴訟 4 件目となる訴訟の解決であり、かつ原告数・認容額とも最大規模となります。今回残念ながら合意に至らなかった原告を含む、残りの一般投資家訴訟については、引き続き法廷の場において、強く当社の主張を訴えてまいります。引き続き、適宜、合理的な内容での和解による訴訟解決も検討していく所存です。

3) 当社では、この度の一般投資家訴訟の大型解決により、今後は、機関投資家からの複数の損害賠償請求訴訟に注力してまいります。これらの機関投資家訴訟に関しても、今回と同様、早期解決の可能性が高まることを期待しています。

以上